

売木村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 597	千円 1,194,612	千円 45,333	千円 149,292	% 12.5	% 12.5

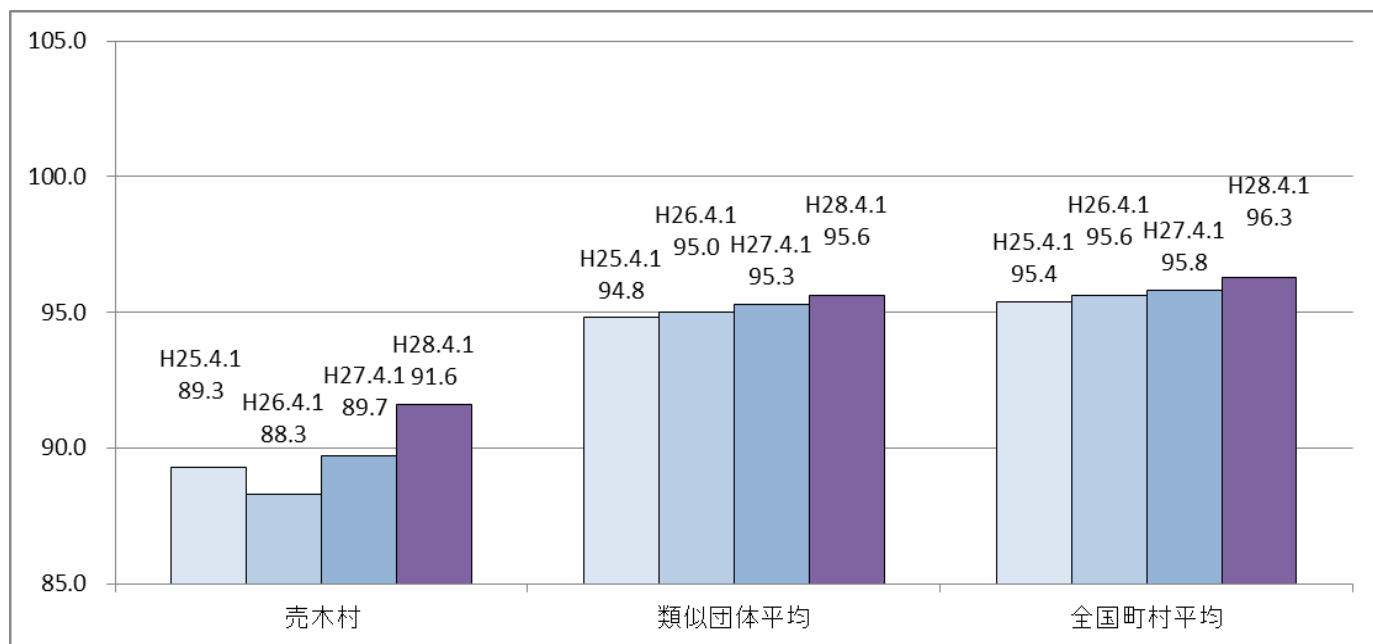
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
27年度	人 14	千円 40,573	千円 8,090	千円 16,082	千円 64,745

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 4,625	千円 5,459

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が

ないとした場合の値である。

本村は給料の独自減額を継続して実施しているが、平成 25 年は平均削減率 8.1% に対し、平成 28 年は 4.5% と削減率を緩和したためラスパイレース指数が上昇した。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B (%)	勧告 (改定率)		
27年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
27年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引下げなし。高齢層については最大4%程度引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②その他の見直し内容

管理職職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)
55歳を超える職員の減額支給等の実施時期を平成30年3月31日までとする。

(6) 特記事項

平成17年度から財政健全化のため一般行政職給料月額を3級職員は4%、4級職員は6%、5級職員は8%、6級職員は10%の減額措置を実施しています。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
売木村	40.3歳	276,900円	310,464円	301,667円
長野県	45.3歳	338,946円	400,134円	374,885円
国	43.6歳	331,816円	—	401,984円
類似団体	40.9歳	297,503円	339,537円	326,381円

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区分		売木村	長野県	国
一般行政職	大学卒	176,700円	186,300円	176,700円
	高校卒	144,600円	151,500円	144,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（28年4月1日現在）

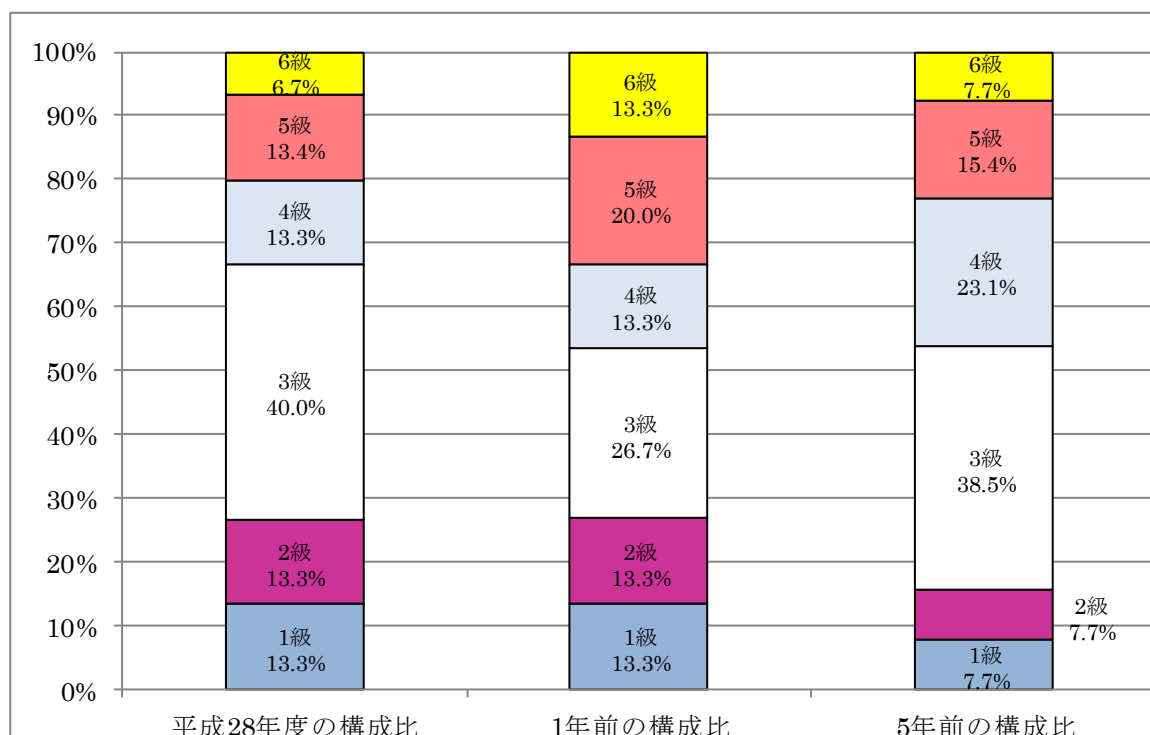
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	円	円	359,010円	円
	高校卒	円	円	円	357,484円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	複雑困難な事務を分掌する村長が認める課長	1人	6.7%	317,000円	409,000円
5級	課長	2人	13.4%	286,200円	391,800円
4級	課長補佐・主幹	2人	13.3%	259,900円	379,800円
3級	係長・主査	6人	40.0%	226,400円	348,800円
2級	主任	2人	13.3%	190,200円	303,000円
1級	主事	2人	13.3%	140,100円	246,100円

- (注) 1 売木村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日 までにおける運用	売木村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

売 木 村	長 野 県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,321千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,678千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

平成 28 年度中における運用	売木村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				

標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

売 木 村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置2～20%			定年前早期退職特例措置		
(退職時特別昇給 制度なし)			(割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
1,871千円		23,242千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			—

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		5,110千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		5,110,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）		5%		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給 単価
医師業務手当	国保直営診療所医師	医師業務	5,110千円	月額 511,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	1,111千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	62千円
支給実績（26年度決算）	1,752千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	44千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（27年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）
扶養手当	配偶者13,000円等	同じ		3,930千円	302,308円
住居手当	上限27,000円	同じ		558千円	186,000円
通勤手当	上限24,500円	同じ		509千円	84,833円
管理職手当	月8,000円～17,000円	異なる	定額単価	554千円	110,800円
宿日直手当	1回3,500円	異なる	1回4,200円	2,354千円	102,352円

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区分		給料		月額等	
給料	市区町村長	498,000円 (600,000円)		(参考) 類似団体における最高/最低額 830,000円 / 492,000円	
	副市町村長	457,000円 (522,000円)		669,000円 / 443,000円	
報酬	議長	176,000円 (207,000円)		316,000円 / 176,000円	
	副議長	122,400円 (144,000円)		255,000円 / 122,400円	
	議員	103,000円 (121,000円)		233,000円 / 103,000円	
期末手当	市区町村長 副市町村長	(28年度支給割合) 3.10月分			
	議長 副議長	(28年度支給割合) 3.10月分			
退職手当	市区町村長 副市町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
		60万円×在職月数×0.425=1,224万円 52万2千円×在職月数×0.254=636万4千円		任期毎 任期毎	
	備考				

（注） 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

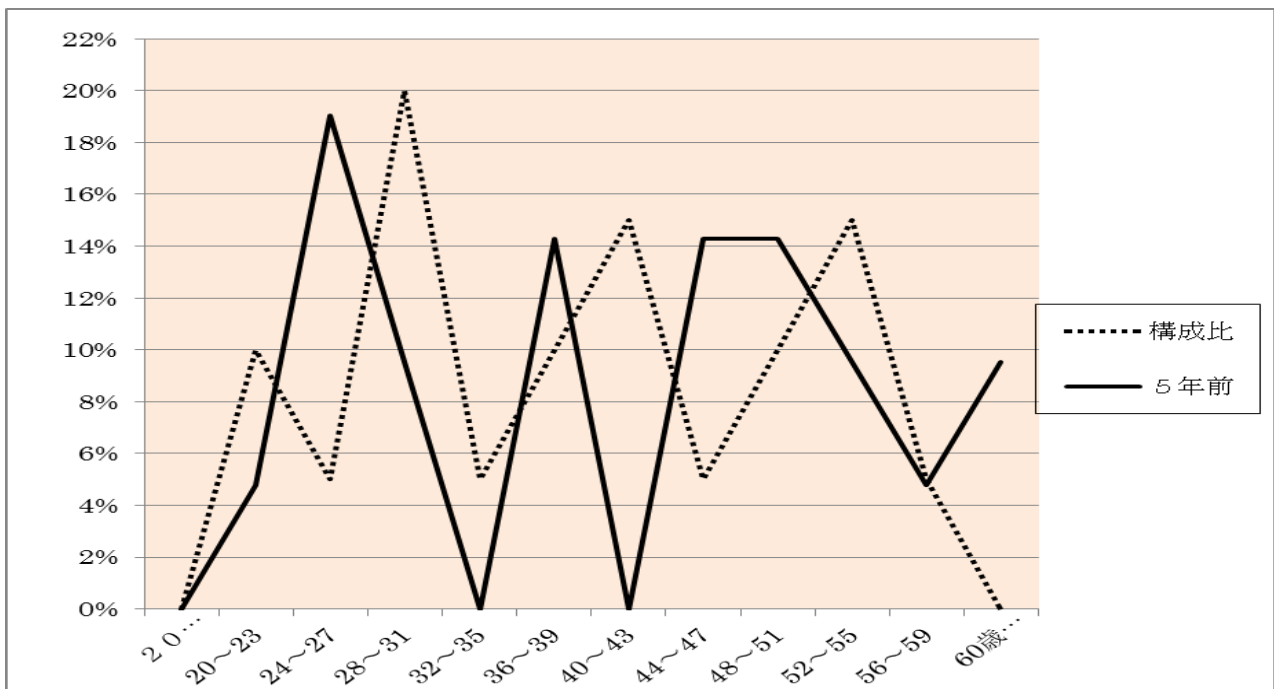
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年数 増減	主な増減理由
			平成28年	平成27年		
普通会計部門	一般行政部門	総務	5	4	1	村長、村議会議員選挙、消防大会増員
		税務	1	1		
		民生	3	3		
		衛生	1	1		
		農林	2	2		
商工土木		2	2			
計	1	1				
		計	15	14	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 259.97人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 181.40人)
		教育部門				
		消防部門				
		小計	15	14	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 259.97人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 213.85人)
公営企業会計等部門		水道	1	1	△1	診療所医師不在
		病院	2	3		
		その他	2	2		
		小計	5	6	△1	
合計			20 [29]	20 [29]	[]	<参考> 人口1万人当たり職員数 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(28年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	人 2	人 1	人 4	人 1	人 2	人 3	人 1	人 2	人 3	人 1	人	人 20

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	14	14	14	14	14	15	1(7.1%)
教育	1	1	1	1			△1(皆減)
消防							(%)
普通会計計	15	15	15	15	14	15	(%)
公営企業等会計計	6	6	6	6	6	5	△1(-1.7%)
総合計	21	21	21	21	20	20	△1(-4.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

※公営企業職員については、企業ごとの職員数が1名～3名と少なく、職員個人が特定されますので公表は控えさせていただきます。